

グローバル・リスク・ウォッチ Vol.17

政策の限界を前にして苦悩深める中央銀行 他

=====

<<index>>

- [1. 政策の限界を前にして苦悩深める中央銀行\(大山\)](#)
 - [2. 岐路にさしかかりつつあるコンダクトリスク対策\(岩井\)](#)
 - [3. 中国の過剰生産問題への対応は進むのか\(熊谷\)](#)
 - [4. 新興国ビジネスリスクシーズ\(7\)~フィリピン~\(茂木\)](#)
 - [5. 一歩先行く英国の FCA は RegTech のフィードバックステートメントを公表\(森・上田\)](#)
 - [6. 講演最新情報\(2016年8月時点\)](#)
- =====

2. 金融規制の動向に係る概観(トレンド&トピックス)

岐路にさしかかりつつあるコンダクトリスク対策

有限責任監査法人トーマツ シニアマネジャー 岩井浩一

これまで何度か紹介してきましたが、この数年の金融規制改革の重要テーマの一つにコンダクトリスク対策があります。金融機関やその従業員の行動やインセンティブ、あるいは文化に根ざす様々な問題に対処し、金融商品の誤販売、金融指標の不正操作、マネーロンダリングといった望ましくない金融機関行動を抑制するという考え方です。足許でもコンダクトリスクに関連する規制・監督上の動きは続いているのですが、一部の議論をみていると、コンダクトリスクに関する政策対応は岐路にさしかかってきたのかもしれない。1ヶ月程の動きを紹介しながら、この点を考えてみたいと思います。

7月末に欧州銀行部門のストレステスト結果 –欧州銀行監督機構(EBA)が欧州の51の銀行を対象に行ったストレステスト– が公表され、コンダクトリスクが銀行財務に与える影響がかなり大きいことが確認されました。具体的には、3年間のアドバース・シナリオ下において、コンダクトリスクに伴う損失だけで銀行部門全体の自己資本比率が1.1ポイント悪化するという結果になりました。コンダクトリスクに伴うマイナスインパクトは、市場リスクよりも大きく、信用リスクの実に三分の一近くに達することが確認されたのです。この結果を受け、欧州当局が銀行に対して、コンダクトリスク管理を一層強化するよ

うに求める可能性があるでしょう。このように、今回のストレステスト結果はコンダクトリスクに対する当局の厳格な姿勢を一層厳しいものにするきっかけになるかもしれません。

こうした動きがある一方で、コンダクトリスクへの当局の厳しい姿勢が副作用を生み出しているという指摘が出始めています。国際決済銀行(BIS)の決済・市場インフラ委員会(CPMI)がコルレス銀行業務に関する報告書において、そのような懸念を呈示しました。報告書では、当局がコンダクトリスク関連の規制強化や厳格なエンフォースメントを進めてきたために、数多くの銀行が“当局リスク”を気にかけて、マネーロンダリングを含むミスコンダクトの発生を極力回避するために、コルレス銀行業務自体を行わないようになっていくことが確認されたのです。CPMIによれば、コルレス銀行業務の縮小はグローバル金融システムにとって新たな(システミック)リスクに繋がる可能性があり、金融包摂(financial inclusion)の妨げになりかねないとされています。コルレス銀行業務の縮小は、これまでコンダクトリスクの抑制に躍起になってきた当局に対して、既往の政策対応が「意図せざる効果」を生み出していることを示すものといえそうです。

このようにみると、コンダクトリスクに関して、当局がジレンマに直面しつつあることが理解できます。つまり、当局がミスコンダクト抑制のために規制やエンフォースメントを強化すればするほど、金融機関はミスコンダクトや行政処分の可能性が高い事業から撤退し、その結果、コルレス銀行業務の例のように、「意図せざる効果」が生じてしまい、金融システムの機能自体が弱体化する。逆に、当局がコンダクトリスクに強い姿勢で臨まないと、「意図せざる効果」は回避できたとしても、金融機関がかつてのように利益を追求する余り、不正・不適切な行動を取り、金融システムへの信頼が低下する。

政策当局者においては、コンダクトリスクに関して、“適切なバランス”をいかにして確保するのか再考しなければならない局面に入ってきた可能性があるようです。今後、どのような政策アプローチが取られるのでしょうか？一つのやり方は、金融機関の自主性を尊重し、金融機関自身にコンダクトリスク対策を進めてもらうものでしょう。もう一つの(極端な)アプローチは、政策当局が法規制やエンフォースメントを通じて、コンダクトリスクの発生自体を押さえ込むものでしょう。どちらの道を辿るのか、あるいは、その中間の道を歩むのかは、それほど遠くない将来に見えてくるかもしれません。

金融安定理事会(FSB)が9月のG20サミットまでに、ミスコンダクトに係る作業報告書を取り纏めることになっています。FSBが報告書において、一層厳しい姿勢を示すのか、あるいは、当局サイドからのプレッシャーを抑制し、金融機関自身の自主的な対応を重視する姿勢を示すことになるのか？FSBの判断によっては、今後のグローバル金融規制におけるコンダクトリスクの位置づけがある程度規定されていく可能性があるかもしれません。近いうちに公表されるFSBの報告書に注目が集まるでしょう。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。